

令和2年度危険ブロック塀等撤去補助事業について

常陸大宮市では、地震等の自然災害や老朽化に伴うブロック塀等の倒壊による被害を未然に防止するため、通学路等に面する危険ブロック塀等の撤去工事費用の一部を補助します。

1 補助の対象となるブロック塀等（危険ブロック塀等）

倒壊の危険があり、かつ、当該倒壊によって通学路及び緊急輸送道路を通行する者に危険を及ぼす恐れがあると市長が認める組積造または補強コンクリートブロック造の塀が対象となります。

2 補助金の交付の対象となる事業

以下の要件を全て満たす危険ブロック塀等の全部を撤去する工事であって、常陸大宮市に本店、支店または営業所を有する建設業者、解体工事業者が施工する事業が対象となります。

- ・常陸大宮市内に存すること
- ・道路面からの高さが80センチメートルを超えるものであること
- ・販売を目的とする土地に存するものでないこと
- ・建築基準法第9条第1項または7項の規定による命令の対象となっていないこと
- ・既に補助金の交付の対象となった危険ブロック塀が存していた敷地内に存するものでないこと

3 補助の対象者 危険ブロック塀等の所有者または共有者

4 補助金の交付額

次のア～ウに掲げる金額のうち、最も低い額

- (1) 補助対象経費（補助事業に要する額）の2/3
- (2) 撤去する危険ブロック塀等の延長×14,000円/m×2/3
- (3) 100,000円（上限額）

5 事前相談

補助金の交付申請の前に必ず事前相談を行ってください。現地調査を行い、補助の対象となるブロック塀等に該当するか判定します。

6 申込方法

事前相談で危険ブロック塀等に該当することを確認を受けた方は、所定の申請書に必要書類を添えて、本庁都市計画課に提出してください。

7 申込期間 令和2年11月30日まで

問 本庁 都市計画課 住宅・営繕 G ☎52-1111 内線254

イベント中止のお知らせ

下記のイベントにつきまして、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から「中止」とすることといたしました。

毎年開催趣旨にご賛同いただきご協力いただいている企業様や、開催を楽しみにしている市民の方々におかれましては残念なご報告となりますが、何卒ご理解くださいますようお願いいたします。

○中止となったイベント

イベント名	開催時期	問合せ先
道の駅みわ「北斗星新そばまつり」	令和2年11月23日	道の駅みわ★北斗星 ☎58-3939
緒川物産センターかざぐるま「秋の大感謝祭」 (新そば祭り、芋まつり)	令和2年11月中旬	緒川物産センターかざぐるま ☎56-3880
御前山ダム自然満喫体験2020	令和2年11月29日	地域創生部御前山支所 ☎55-2111